

役員退任慰労金支給規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、理事及び監事の退任慰労金の支給について必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第 2 条 この規程は、理事及び監事の役員が退任した場合にその者(死亡による場合にはその遺族)に支給する。

(退任慰労金)

第 3 条 退任した者に対する退任慰労金の額は在任期間1年につき年報酬額の $\frac{1}{2}$ 分の1を乗じた額にその者の在任期間を乗じて得た額とする。

2. 前項のほか特別功労金を支給することができる。

(残任期間の計算)

第 4 条 退任慰労金の算定の基礎となる残任期間の計算は、役員としての残任期間による。

2. 前項の規程により計算した在任期間に1年未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てる。但し、その在任期間が6ヶ月以上1年未満の場合には、これを1年とする。

(実施規程)

第 5 条 この規程で定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、理事会で定める。

附 則

1. この規程は、昭和56年6月1日から施行する。